

**令和３年度補正地域型住宅グリーン化事業
（うち、安定的な木材確保体制整備事業）
を実施する者に対する補助事業の公募についての公示**

令和３年１２月２４日

国土交通省住宅局長 淡野 博久

この度、地域型住宅グリーン化事業（うち、安定的な木材確保体制整備事業）を実施する者に対する補助事業の公募を開始しますのでお知らせします。

本事業は、地域の中小工務店、木材関連事業者等で構成されたグループ等が行う安定的な木材確保のための先導的な取組の検討に対して支援を行うものです。本事業は、地域型住宅グリーン化事業の一環として、最終的に長寿命型、高度省エネ型、ゼロエネ住宅型等の住宅の整備につなげることを目的としており、その前段としての木材の安定的な確保のための体制整備を行うものです。

本事業で採択された取組がモデルプロジェクトとなり、地域の中小工務店が安定的に木材を確保できる体制が各地で整備されることを目的とします。

１ 補助対象とする事業の内容

地域の中小工務店や製材事業者、原木供給者等が連携して、ＩＣＴ技術等を活用しながら各主体が木材の需給に関する情報を適宜的確に共有し、計画的な木材生産、需給の変動に応じた木材の融通を行うなど、地域における木材の安定的な確保のための体制を整備する事業に支援を行います。また、仕組みの構築にあたり、システム開発が必要な場合についても支援を行います。なお、応募状況や提案内容等によりますが、１０件程度の提案を採択できるよう考えております。

以下の（１）の提案を必須とし、必要に応じて（２）に関してもご提案ください。

（１）体制整備等（補助率：定額 補助上限額：１千万円）

木材需要量・供給可能量・価格等に関する情報提供の仕組みや工務店等の与信・木材の過不足時の融通などのリスク対応の仕組み等の検討・構築・周知

（２）システム構築（補助率：１／２ 補助上限額：１千万円）

（１）の実現に必要なシステムの開発

２ 事業期間

事業実施期間は、令和４年度への予算繰越が認められた場合、以下を予定しています。なお、次年度以降に、事業成果報告会において取組内容や成果等を発表いただく予定です。

採択通知日 ～ 令和５年１月１０日

3 補助対象とする事業者の要件

募集要領のとおり

4 事業の要件

募集要領のとおり

5 応募方法

詳細は募集要領をご確認ください。応募申請の様式及び作成方法については、提案書作成事項に従って作成してください。

① 公募期間等

- (1) 募集開始：令和3年12月24日（金）
- (2) 募集期限等：令和4年1月21日（金）
- (3) 採択結果の通知：令和4年2月上旬（予定）

② 問い合わせ先

住 所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室
地域型住宅グリーン化事業担当

電話番号：03-5253-8111(内線 39-422、39-476)

電子メール：（長岡）nagaoka-t26q@mlit.go.jp、（長）choh-n92ta@mlit.go.jp

受付時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時30分から18時00分まで

③ 提出書類の注意事項

- (1) 提案書の電子媒体については、Word形式、Excel形式又はPowerPoint形式の応募様式は形式を変えずにご提出ください。また、それらをPDF化した1つの通しファイルもあわせてご提出ください。
- (2) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (3) 定められた方法での提出がない場合等は、この募集要領に従って提出されていないものとして提案が無効となりますので、くれぐれもご注意ください。
- (4) 提案書の内容について、ヒアリングの実施や追加説明書の提出を求めることがあります。

6 審査・採択方法

- (1) 要件を満たした応募について、提出された申請書等に基づいて書類審査等を行い、総合的に評価し、要望額に対して査定を行います。
- (2) 結果は、書面（審査結果通知書）により通知します。なお、採択にあたっては一定の条件を付することがあります。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は5②に同じ。
- (3) 提案書等の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書等を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨提案書等を提出する際に申し出ること。
- (7) 本事業によりグループ等が構築した仕組みに基づき、当該グループ等が整備グループとして地域型住宅グリーン化事業を活用して住宅の整備を行う場合等は、地域型住宅グリーン事業の住宅整備に係る補助金（地域材加算）の配分において優先的に取り扱う予定です。
- (8) 詳細は公募要領等による。